

掛川市公告

掛川市公共下水道の事業計画を次のように変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成27年2月4日

掛川市長 松井三郎

1 掛川市公共下水道事業計画変更の概要

- (1) 全体計画の見直しを踏まえた計画緒元の見直し及び変更
- (2) 掛川処理区北部処理分区において既事業計画区域に隣接する天王町、北門地区の20ha拡大
- (3) 大東処理区大東浄化センターの汚水処理系統を4池から3池に変更
- (4) 大須賀処理区において既事業計画区域に隣接する野中地区の20ha拡大
- (5) 計画目標年次を平成26年度から平成31年度に延伸

2 縦覧の場所、期間等

(1) 縦覧場所

掛川市役所環境経済部下水整備課

(2) 縦覧期間

平成27年2月4日（水）から平成27年2月17日（火）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）